南小の建替えに伴う小学校通学区域に関する意見交換会　次第

日時：令和８年６月29日（月）19:00～

場所：灰塚地域農業推進拠点施設

１　開会

２　教育部長挨拶

３　区長挨拶

４　本日の趣旨説明

５　現状の説明

６　アンケート結果の説明

７　意見交換

8　閉会

○大津町立小、中学校通学区域及び教育施設検討委員会設置要綱

平成６年６月３０日
教委要綱第２号

（趣旨）

第１条　町内の児童、生徒の健全な育成をめざし、適正な通学区域の設定と良好な教育施設の整備を図るため、大津町立小、中学校通学区域及び教育施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

２　委員長、副委員長は、委員の互選による。

３　委員は、教育行政について優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員長及び副委員長の職務）

第３条　委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

２　副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　検討委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　検討委員会は、委員の過半数をもつて成立する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（所掌事項）

第６条　検討委員会は、大津町立小、中学校通学区域及び教育施設に関する諸問題について協議する。

（特別部会）

第７条　検討委員会を円滑に進めるために、特別部会を設けることができる。

（庶務）

第８条　検討委員会の庶務は、教育部学校教育課及び教育施設課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月29日教委要綱第１号）

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成11年１月４日教委要綱第１号）

この要綱は、平成11年１月４日から施行し、平成11年１月１日から適用する。

附　則（平成18年３月30日教委要綱第３号）

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日教委要綱第１号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（令和２年10月１日教委要綱第14号）

この要綱は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日教委要綱第２号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月２７日教委要綱第４号）

この要綱は、令和８年５月２７日から施行する。

大津町管内図

[町内小中学校位置図]

● ⇒ 小学校（７校）
■ ⇒ 中学校（２校）
— ⇒ 国　道

護川小
大津北小
大津北中
美咲野小
室小
大津町役場
肥後大津駅
大津小
大津中
大津東小
大津南小

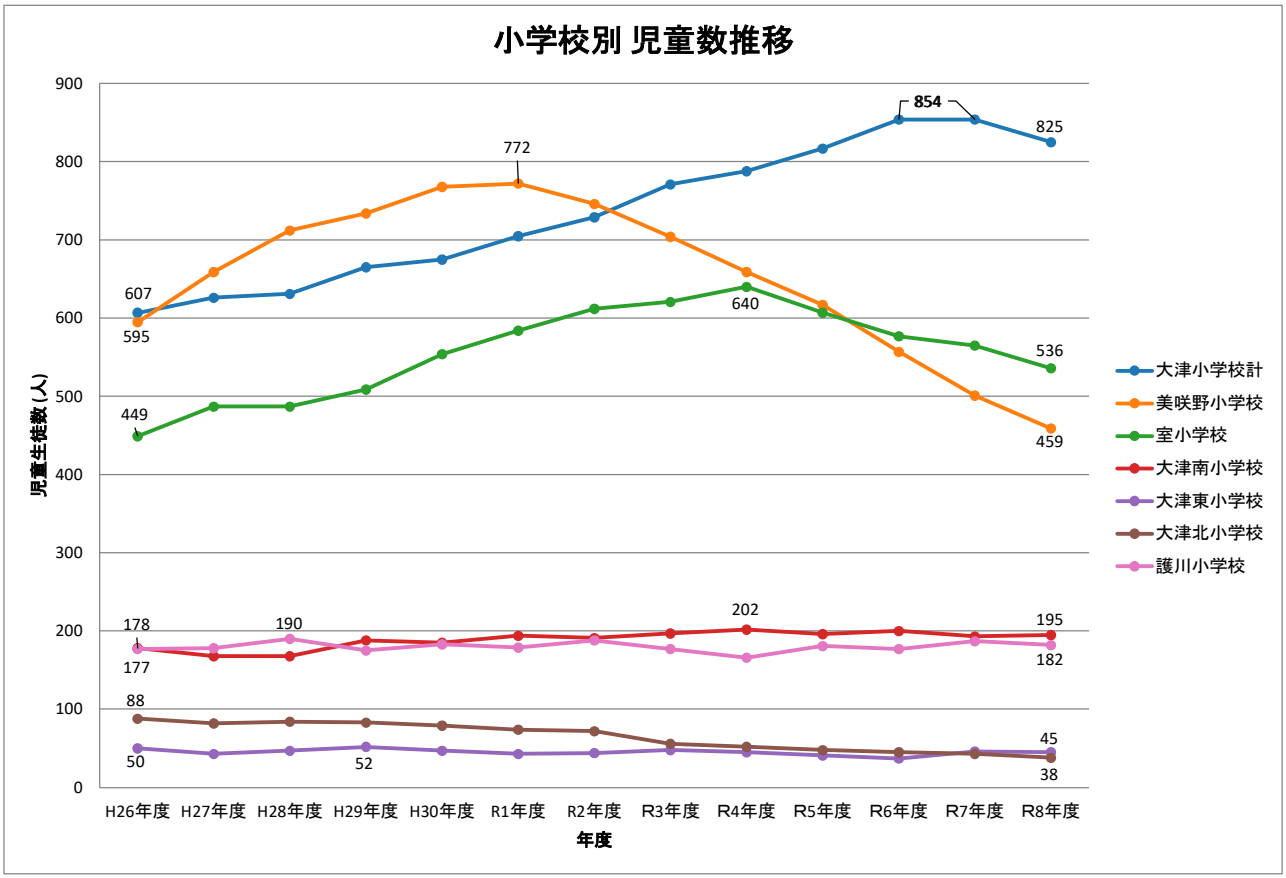
R8.6.2開催 通学区域等検討委員会時配布資料

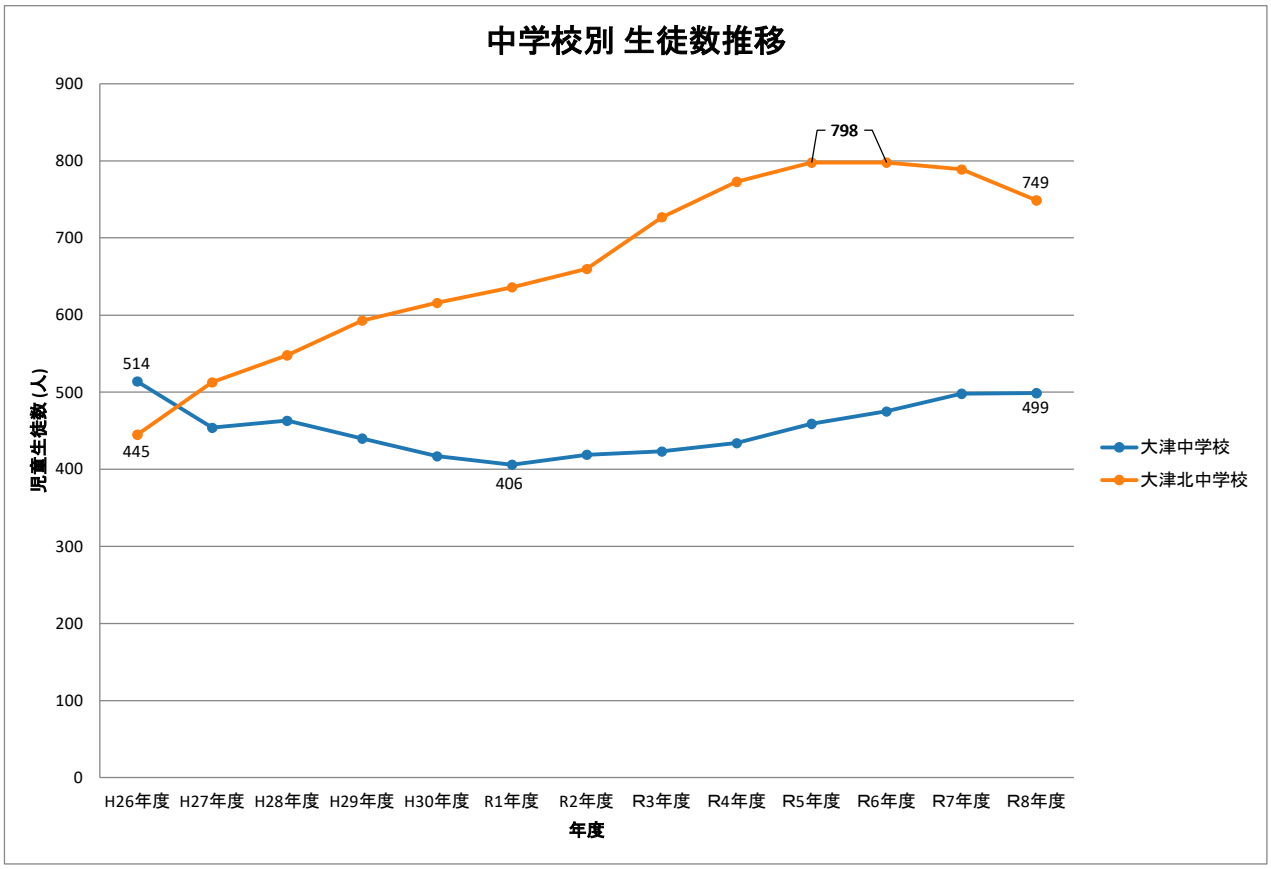
1：50,000

国際航業株式会社調製

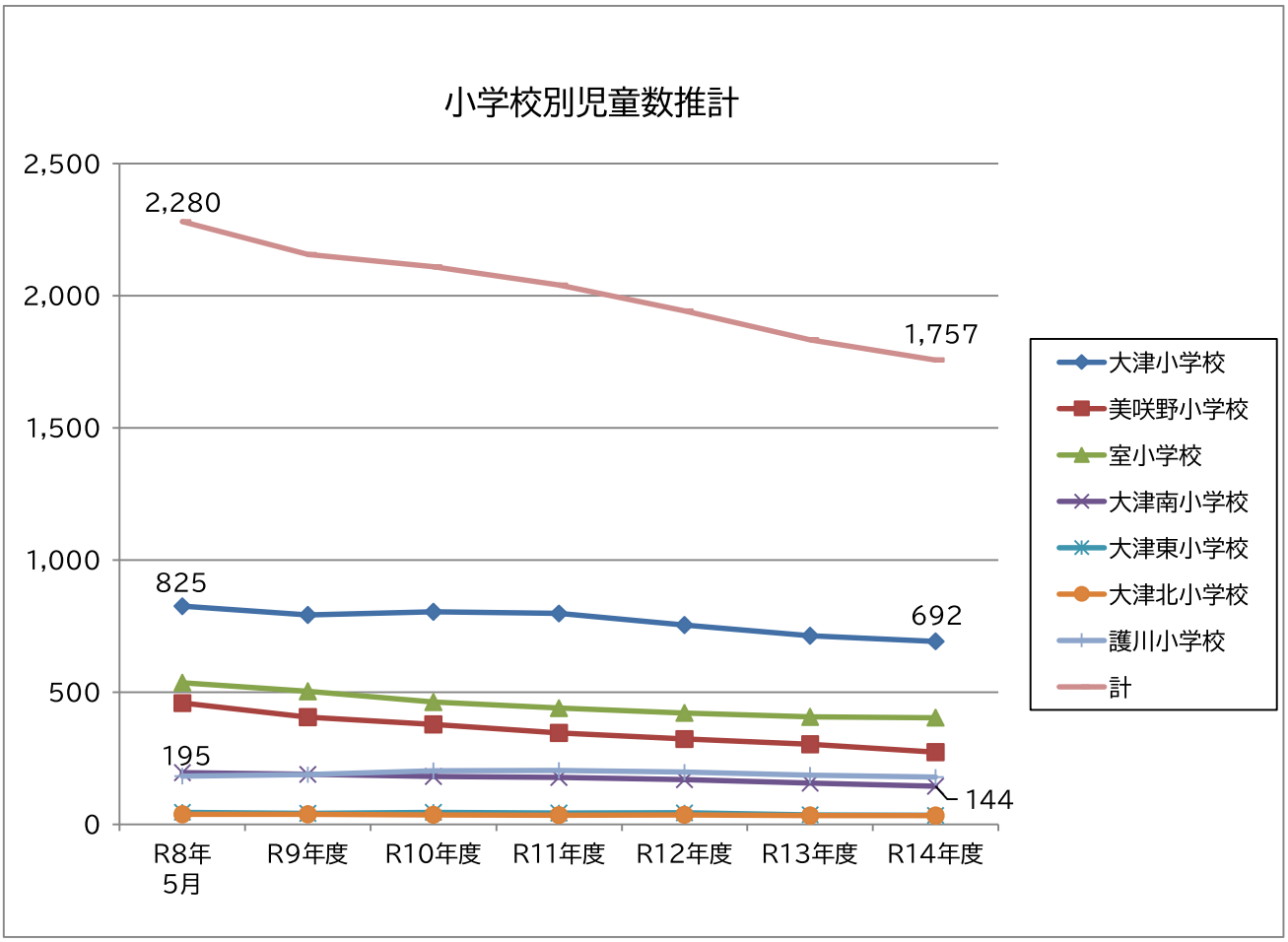
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の５万分の１地形図及び電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平29九複、第654号）」

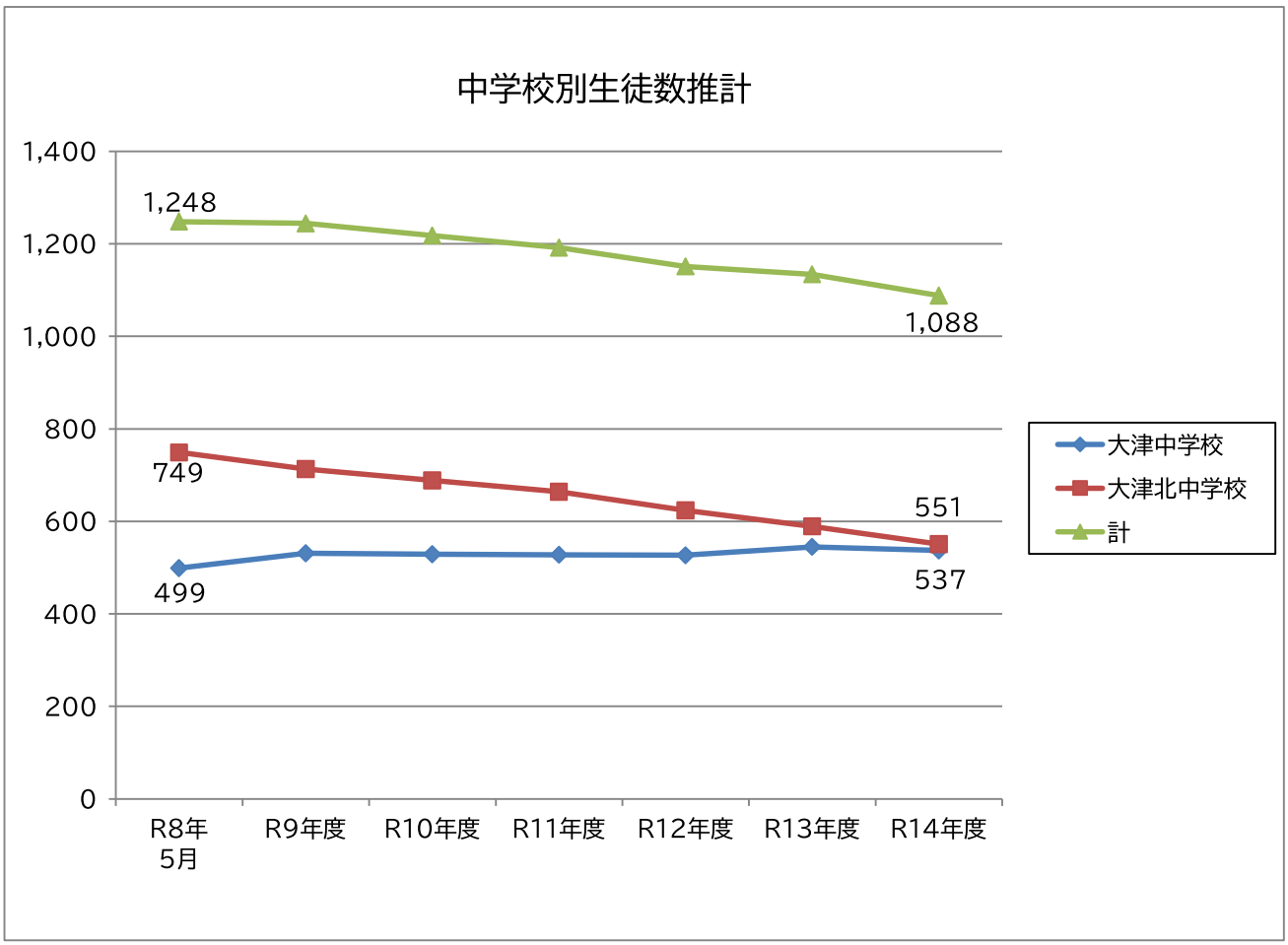
児童生徒数推移グラフ［H26年度～R8年度］





児童生徒数　推計グラフ［R8年度～R14年度］





大津南小学校校舎整備方針について

令和8年6月
大津町教育委員会

1　趣旨・背景

建築から約50年を経過した大津南小学校について、令和7年度に「耐力度調査」を実施しました。その結果、管理教室棟（北側教室棟）及び教室棟（南側教室棟）、並びに渡り廊下が、「建替え又は改修の検討が必要な建物」に該当する結果となりました。

2　建替え地の決定（現地建替え）

事業の確実性・経済性と完成時期の見通しを重視する観点から、大津南小学校校舎整備は「現地建替え」とし、児童の安全、快適性を高めてまいります。

［比較結果］

（1）現地建替え

仮設校舎の使用を伴うものの、工程や完成時期の見通しが比較的立てやすく、事業を計画的に進めることが可能。

（2）移転新築

用地取得や関係者調整の時期が不確定であり、仮設校舎を使用する場合は、仮設校舎の設置時期や使用期間について、事前に全体工程を見通すことが困難。また、用地取得費や周辺インフラ整備費が加わることで、事業費の増加が見込まれる。

比較項目	（1）現地建替え	（2）移転新築
事業期間	工程が比較的明確で完成時期の見通しが立てやすい	用地取得・調整により長期化の不確実性
実現可能性	既存公共用地を活用でき、制約が少ない	地権者交渉や法令調整が必要
財政面	事業費の範囲が明確で見通しが立てやすい	用地取得費等により事業費増加の可能性

3　校区の見直しの検討

大津南小学校を中心に半径2Km以内にある地域で、大津南小学校に比較的近い灰塚区、新区について、新校舎建設を機に地域の意向を確認する必要がある。

［灰塚区、新区の児童数（R8.4.1 現在）］

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
灰塚	3	1	2	1	3	1	2	2	2	1	2	3
新	15	13	9	9	19	13	19	14	19	17	20	33
合計	18	14	11	10	22	14	21	16	21	18	22	36

［参考：現校区で見た児童数］

現校区（普通学級）	16	16	23	17	25	23	29	27	32	23	30	32

※1 学年「35 人以下」は 1 クラス、「36 人以上」になると 2 クラス（各年度の学級編成時）

4　大津南小学校の現状

[南小学校の児童数(R8.5.1 現在)]

学年	1年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
人数	32	33	35	25	37	33	195

※普通学級及び特別支援学級の児童数の合計

[南小学校の児童規模とクラス数(推計)]

年度	現校区での推計		灰塚区を含んだ推計		灰塚区・新区を含んだ推計	
	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数
R8.5.1	195	6+4	-	-	-	-
令和 9 年度	189	6+4	-	-	-	-
令和 10 年度	181	6+4	-	-	-	-
令和 11 年度	177	6+4	-	-	-	-
令和 12 年度	169	6+4	171 (169+2)	6+4	180 (169+11)	6+4
令和 13 年度	156	6+4	159 (156+2+1)	6+4	181 (156+11+14)	6+4
令和 14 年度	144	6+4	150 (144+2+1+3)	6+4	187 (144+11+14+18)	6+4

※クラス数のうち、「6」は各学年1クラス×6学年分、「4」は特別支援学級の数になります。

5　今後のスケジュール

令和 8 年度　「大津町立小・中学校通学区域及び教育施設検討委員会」の開催
(南小校区見直しの諮問)10 月を目途に答申後、意思決定
基本構想見直し・基本設計・実施設計業務委託(～令和9年度)
令和 9 年度　仮設校舎建設(～令和 10 年度)
令和 10 年度　既存校舎解体・校舎建築工事(～令和 11 年度)
令和 12 年度　4 月 1 日供用開始(予定)

○大津町立小、中学校通学区域に関する規則【一部抜粋】

昭和60年6月10日
教委規則第2号

(学校区)
第2条　学校区は、別表第1及び第2のとおりとする。
別表第1(第2条関係)
大津町立小学校児童の通学区域

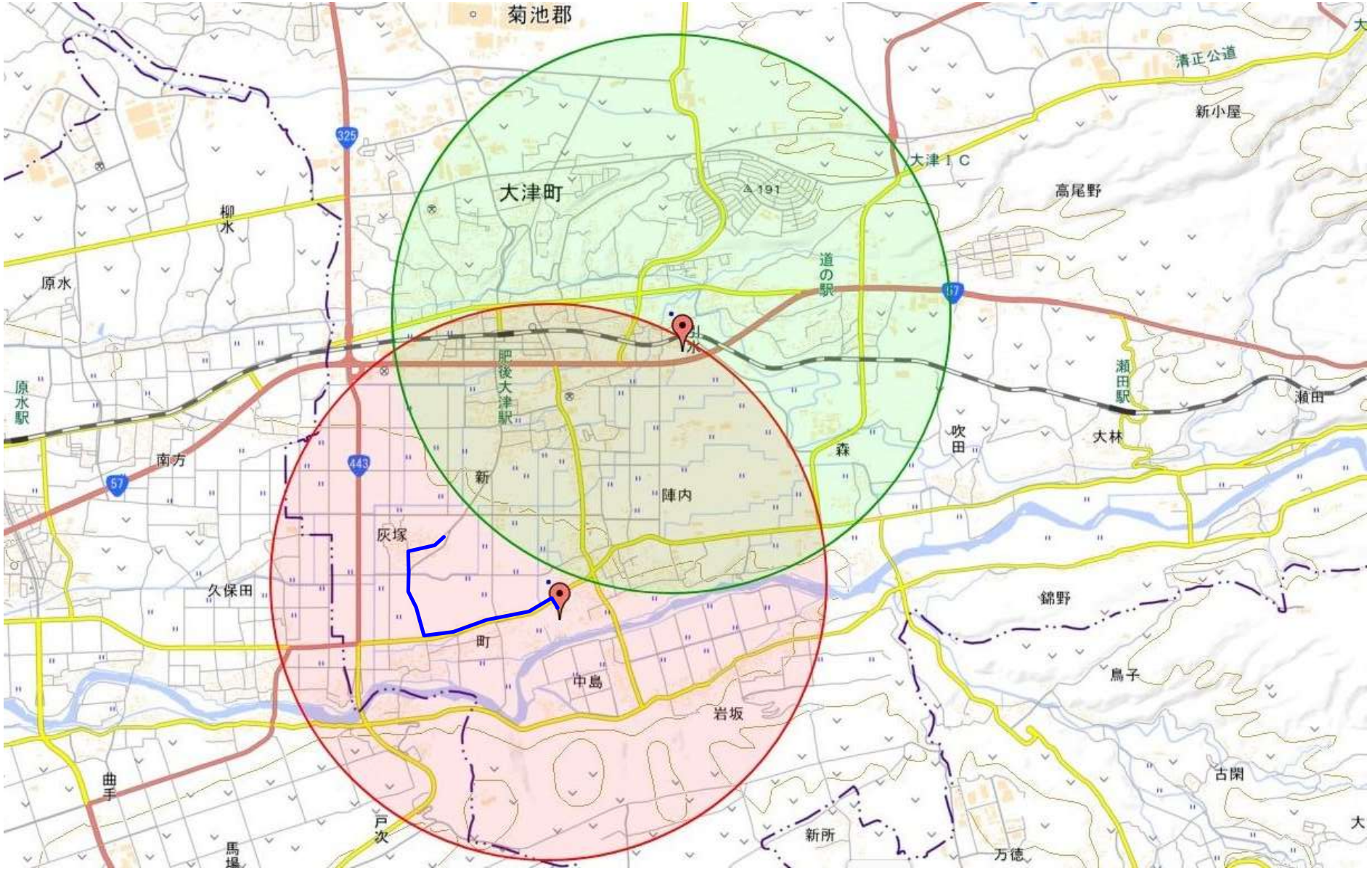
学校名	通学区域(行政区名)
大津小学校	立石区、後迫区、上鶴区、上鶴南区、上大津区の一部(1～8組)、中央区、中学通区、灰塚区、新区、引水区、引水東区、大津東区、室東区の一部(大津バイパス南)、室西区の一部(大津バイパス南)
美咲野小学校	緑ヶ丘区、上大津区の一部(9、10組)、美咲野区、高尾野区、新小屋区
室小学校	楽善区、日吉が丘区、西嶽区、水源町・西窪区、松古閑・塘町区、駅通り区、室東区の一部(大津バイパス南を除く。)、室北区、北出口区、室西区の一部(大津バイパス南を除く。)、あけぼの区
大津南小学校	鳥子川区、岩坂区、森区、上陣内区、中陣内区、中島区、下陣内区、町区、下町区、鍛冶区
大津東小学校	内牧区、外牧区、錦野区、瀬田区、大林区、吹田区
大津北小学校	下猿渡区、御所原区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、米山区、古城区、真木区、護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区
護川小学校	小林区、今村区、杉下区、杉上区、上の原区、源場区、つつじ台区、桜丘区、上猿渡区

別表第2(第2条関係)
大津町立中学校生徒の通学区域

学校名	通学区域
大津中学校	大津小学校区、大津南小学校区、大津東小学校区
大津北中学校	大津北小学校区、護川小学校区、室小学校区、美咲野小学校区

【参考】大津小・南小中心に半径２㎞の範囲

○「新区」は、大津小・南小ともに２㎞範囲内にある。
○「灰塚区」は、南小の方が近い距離関係にある。



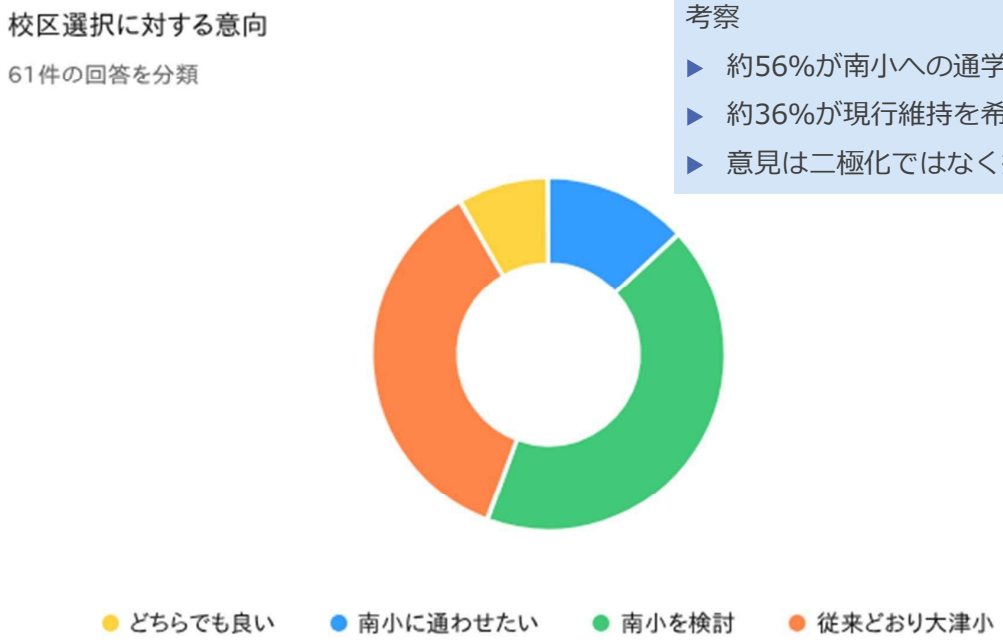
通学区域検討に係るアンケート結果分析

令和８年６月
大津町教育委員会

アンケート概要

- 調査目的：大津南小学校建替えに伴う「校区の在り方」「通学先選択」「通学環境」などについて、保護者の意見を参考にするため
- 対 象 者：灰塚区・新区に在住の、0歳～14歳までの子供がいる保護者［128世帯（灰塚区13、新区115）］
- 回答期間：6月1日（月）～6月12日（金）
- 回答件数：61件［灰塚区9、新区52］

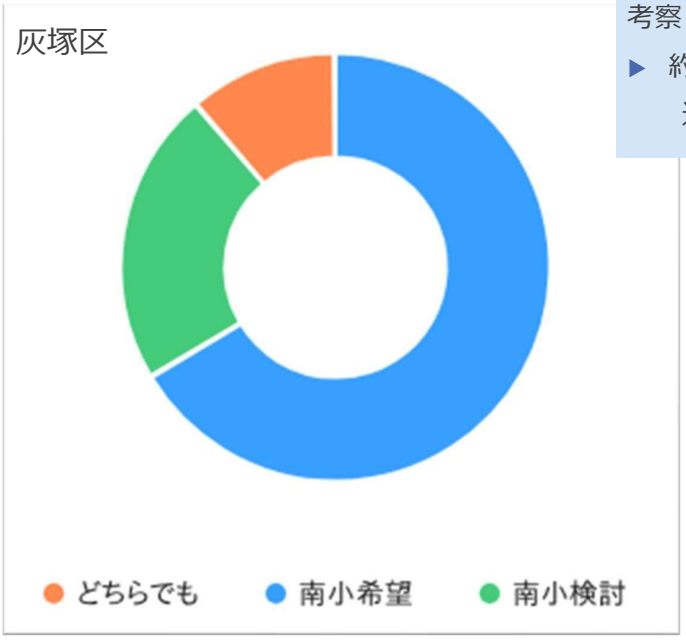
校区選択に対する意向［灰塚・新（合計）］



考察

- 約56%が南小への通学に前向き
- 約36%が現行維持を希望
- 意見は二極化ではなく拮抗している

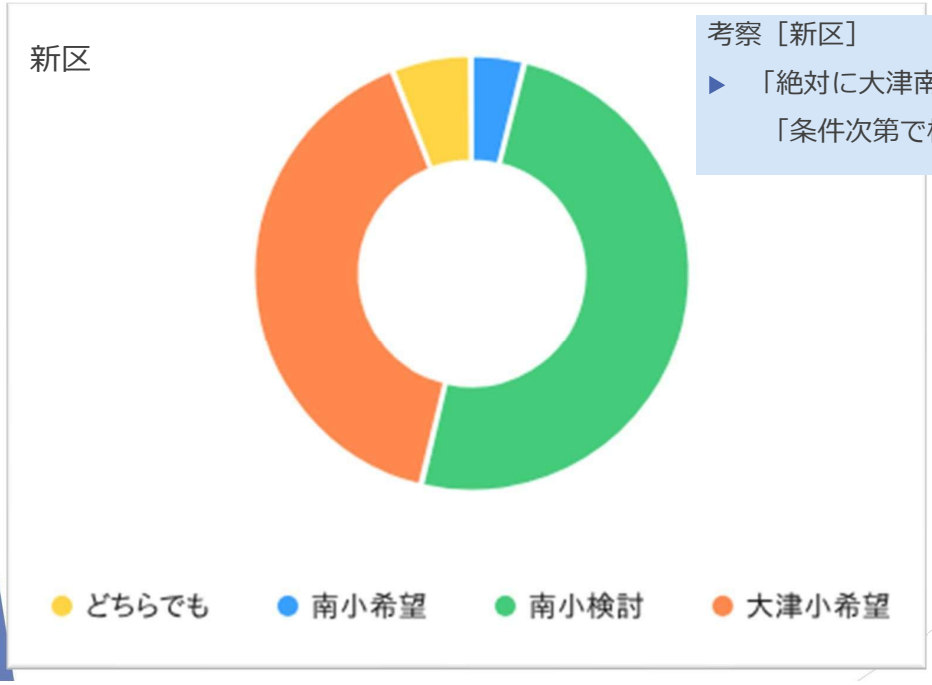
校区選択に対する意向［灰塚区］



考察［灰塚区］

- 約89%（8/9件）が、南小への通学に前向き

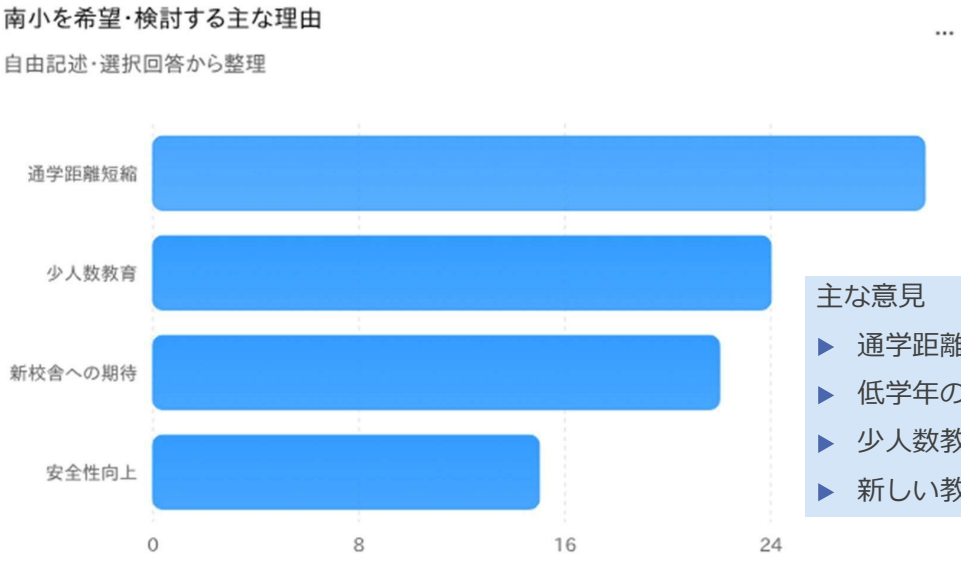
校区選択に対する意向［新区］



考察［新区］

- 「絶対に大津南小学校」というより「条件次第で検討したい」層が多い

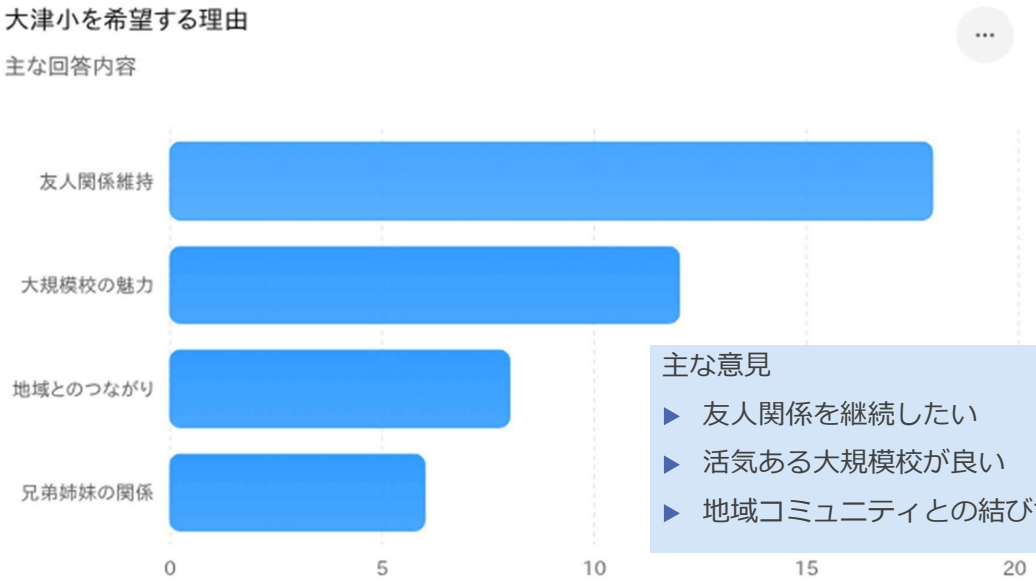
南小を希望・検討する理由［灰塚・新］



主な意見

- 通学距離が短くなる
- 低学年の負担軽減
- 少人数教育への期待
- 新しい教育環境への期待

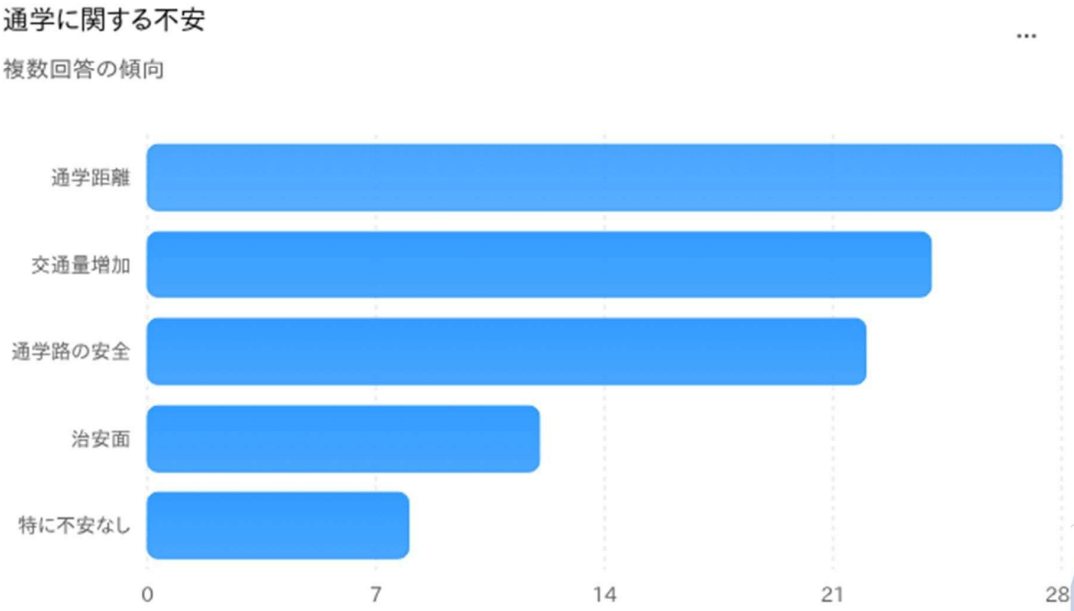
大津小を希望する理由［灰塚・新］



主な意見

- 友人関係を継続したい
- 活気ある大規模校が良い
- 地域コミュニティとの結びつきを重視

通学に関する不安（現在小学校に通っている児童の保護者）



自由意見の整理

- 選択制を希望
  - 保護者が学校を選べる制度
  - 強制的な校区変更への反対
- 通学安全対策
  - 歩道整備
  - 横断歩道改善
  - 通学支援
- 在校生への配慮
  - 卒業まで現校区維持
  - 兄弟姉妹別校回避

総括

- **南小への期待は高い**
  - ・距離短縮　・少人数教育　・新校舎
- **現行維持を望む声も多い**
  - ・友人関係　・地域コミュニティ　・大規模校の魅力
- **共通課題**
  - ・通学路の安全確保
- **今後の検討課題**
  - ・校区再編
  - ・選択制導入の可否
  - ・通学安全対策
  - ・在校生や兄弟姉妹への配慮

アンケート自由意見（灰塚区・分類別）

不安点

【通学距離の長さ】

大津小学校までの距離が長く、特に低学年児童には負担が大きいとの意見。

【通学路の安全性】

通学路の危険箇所や見守り体制への不安。

【交通量増加】

交通量の増加による事故リスクへの懸念。

【治安面】

登下校時の防犯面を心配する声。

【将来の環境変化】

新駅や高架化による通学環境の変化への懸念。

要望

【学校選択制の導入】

家庭ごとに大津小・大津南小を選択できる制度を希望。

【近い学校への通学】

近隣校を選べるようにしてほしいとの要望。

【経過措置の設定】

希望者から段階的に転校できる期間を設けてほしい。

【在校生への配慮】

在学児童は卒業まで現校に通える選択肢を希望。

提案

【家庭単位での選択】

区単位ではなく家庭単位で通学校を選ぶ方式の検討。

【児童の気持ちへの配慮】

制度変更時に子どもの心理的負担を考慮すること。

【通学安全対策の継続検討】

校区変更の有無に関わらず将来の通学路安全を検証すること。